慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

| | |
|---|---|
| Title | ストリーミング・コンテンツと法規制 :<br>民間事業者のインターネット・ストリームに対するドイツの法制度の概要と最近の動向 |
| Sub Title | Rundfunkzulassungspflicht für Streaming-Angebote |
| Author | 杉原, 周治(Sugihara, Shūji) |
| Publisher | 慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所 |
| Publication year | 2022 |
| Jtitle | メディア・コミュニケーション : 慶応義塾大学メディア・コミュニケーション研究所紀要 (Keio media and communications research : annals of the Institute for Journalism, Media & Communication Studies). No.72 (2022. 3) ,p.13- 26 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 特集1 : インターネット時代のメディア法の行方II |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1121824X-20220300-0013 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# ストリーミング・コンテンツと法規制

## ――民間事業者のインターネット・ストリームに対するドイツの法制度の概要と最近の動向――

杉原周治

## 1. はじめに

ドイツの放送法では，従来から「放送」と「テレメディア」の区別がなされ，前者は放送番組の放映のために認可を要するが，後者は認可を得ることなくコンテンツの提供が可能とされてきた。この点，伝統的なテレビやラジオの他，放送番組のインターネットを介したライブストリーミング配信（インターネット放送，Webcast）が「放送」に分類されること，また，ビデオ・オンデマンドなどのオンライン・コンテンツが「テレメディア」に分類されることについては通常は争いは生じない。しかしながら，それ以外のインターネット・ストリームについては，それがどのような基準で「放送」とみなされるのかにつき議論がなされてきた。

こうしたなか，ドイツでは最近になって，民間事業者によるストリーミング・コンテンツの配信に対する法規制，および「放送」の概念をめぐって大きな動きが見られた[1]。ひとつは，放送認可につき管轄権を有する監督機関である「認可および監督のための委員会」（Kommission für Zulassung und Aufsicht，以下「ZAK」と略記）が，複数の事例で，インターネット上のライブストリーミング・コンテンツを「放送」とみなし，それゆえ認可が必要であると判断したことである。例えば，ZAK の 2017 年 1 月 31 日の決定[2]では，ドイツ信用銀行（Deutsche Kreditbank（DKB））による世界男子ハンドボール選手権（Handball-WM 2017）のインターネット・ライブ中継が認可を必要とする放送とみなされ，また，同年 3 月 21 日の決定[3]でも，ライブストリーミングによるゲームの実況プレイ動画（Let's Play）を提供していたインターネット・コンテンツ「PietSmietTV」が認可を要する放送とみなされた。

それに加えて，ドイツにおける最大のメディアコンツェルンであり全国紙「Bild」で有名な Axel Springer 社（Axel Springer SE）が自己のインターネット・プラットフォームである「bild. de」を介してライブストリーミング配信していた 3 つのコンテンツにつき，ZAK が 2018 年 4 月 18 日の決定において認可を義務付けられる放送とみなしたことに対して同社が訴えを提起した事案につき，ベルリン行政裁判所は 2019 年 9 月 26 日の判決[4]において，結論として Axel Springer 社の訴えを棄却するという事件も生じた。

もうひとつは，2020 年 11 月 7 日に，従来の放送州際協定に代わって新たに「メディア州際協定」（「Medienstaatsvertrag（MStV）」，以下「2020 年メディア州際協定」と呼ぶ）

が発効されたことである[5]。すなわち 2020 年メディア州際協定は，従来の放送州際協定に比し「放送」とはみなされないコンテンツの基準を大幅に緩和し，それに伴い認可なしに配信可能なストリーミング・コンテンツの範囲が拡大したのである。

このため，ドイツでは現在，放送法にいう「放送」の概念，およびインターネット・ストリームに対する法規制のあり方をめぐる問題が，判例・学説において改めて議論されているところである。そこで本稿は，このようなドイツの法制度をめぐる議論を素材として，民間事業者によるストリーミング・コンテンツに対する法規制のあり方を検討することにしたい。その際，本稿は，その論証方法として，とりわけ①ドイツにおける「放送」の概念と認可体制，ならびに②放送およびオンライン・コンテンツの監督機関である ZAK の組織と任務を取り上げ，それぞれの論点について分析することにしたい。

## 2.「放送」の概念と民間事業者に対する認可体制

民間事業者によるストリーミング・コンテンツをめぐるドイツの法制度を検討する前提として，本章では，法律上の「放送」概念および民間事業者に対する認可体制について詳述しておくことにする。なお，本稿で扱う規定は主として放送州際協定の条文とし，必要に応じて 2020 年メディア州際協定の条文も取り上げることにしたい。

### 2.1　放送州際協定にいう「放送」の概念

ドイツにおける基本法上および放送法上の「放送」概念をめぐる議論[6]については，既に日本においても多くの研究がなされてきたが，ここでは，とりわけ後者の議論につき，①放送州際協定 2 条 1 項 1 文の規定内容と，②「リニア」，③「同時視聴」，④「公衆」，⑤「番組スケジュール」という 4 つの概念につき検討を加えることにしたい。

#### （1）放送州際協定 2 条 1 項 1 文の規定内容

放送州際協定は，「放送」の概念につき，第 2 条 1 項 1 文において以下のように規定する。

> **放送州際協定 2 条 1 項 1 文**
> 放送とは，リニアの情報・通信サービスをいう；リニアの情報・通信サービスとは，公衆（Allgemeinheit）に向けてかつ同時視聴（zeitgleicher Empfang）のためになされる，電磁波を用いた，番組スケジュール（Sendeplan）に基づく，動画または音声によるコンテンツの提供（Veranstaltung）および配信（Verbreitung）をいう。

本条項は，2009 年 6 月 1 日発効の第 12 次改正放送州際協定で変更された規定である。それ以前の第 2 条 1 項 1 文は，「放送とは，公衆に向けてなされる，接続導線なしの，または導線に沿った，もしくは導線による，電気振動を用いた，言語，音声，画像によるあらゆる種類のパフォーマンス（Darbietung）の提供および配信をいう」と規定されていたが，後述する EU の「視聴覚メディアサービス指令」を受けて，2009 年の改正法により上記のような規定に変更された。

さらに，2020 年メディア州際協定では，第 2 条 1 項 1 文は，「放送とは，リニアの情報・通信サービスをいう；リニアの情報・通信サービスとは，公衆に向けてかつ同時視聴のためになされる，遠距離通信（Telekommunikation）を介した，番組スケジュールに基づく，動画または音声による，ジャーナリスティックかつエディトリアルに制作されたコンテンツの提供および配信をいう」と改正された。すなわち 2020 年メディア州際協定では，「電磁波を用いた」という文言が「遠距離通信を介した」に変更されると同時に，「ジャーナリスティックかつエディトリアルに制作された（コンテンツ）」という文言が新

たに挿入された。

このように放送法ないしメディア法上の「放送」概念は，とりわけ「リニア」，「同時視聴」，「公衆」，「番組スケジュール」といった概念によって特徴付けられるが，これらの概念の意味内容をめぐってはそれぞれ判例・学説において議論がある。

**(2)「リニア」の概念**

第一に，放送州際協定2条1項1文によれば放送とは「リニアの情報・通信サービス」をいうが，ここでいう「リニア」（Linearität）の概念が問題となる。

ところで，「リニア」の概念は，2007年12月11日に採択されたEUにおける「視聴覚メディアサービス指令[7]」（Richtlinie über audiovisuelle Mediendienste，以下「AVMD指令」と略記）に由来するものである[8]。とりわけAVMD指令は，2010年の統合版の規定[9]によれば，放送その他の映像配信サービスを，「テレビジョン放送」（「television broadcasting」または「televison broadcast」，ドイツ語で「Fernsehprogramm[10]」という），すなわち「リニア視聴覚メディアサービス」（「linear audiovisual media service」）と，「オンデマンド視聴覚メディアサービス」（「on-demand audiovisual media service」，ドイツ語で「audiovisueller Mediendienst auf Abruf」という），すなわち「ノンリニア視聴覚メディアサービス」（「non-linear audiovisual media service」）とに区別する（第1条1項e号およびg号）。このうち，前者の「テレビジョン放送（リニア視聴覚メディアサービス）」とは，番組スケジュールに基づき，放送番組の同時視聴のためにサービス提供者によって提供される視聴覚メディアサービスをいう。後者の「オンデマンド視聴覚メディアサービス（ノンリニア視聴覚メディアサービス）」とは，ユーザーの選択した時間に，かつユーザーの個別の要求に基づき，サービス提供者の「プログラム・カタログ」（catalogue of programmes，ドイツ語で「Programmkatalog」という）から提供される視聴覚メディアサービスをいう。

したがって，AVMD指令に従えば，「同時視聴のための用途」（Bestimmung zum zeitgleichen Empfang）および「番組スケジュールに基づく伝送」（Ausstrahlung entlang eines Sendeplans）という概念は，「ノンリニア視聴覚メディアサービス」と「リニア視聴覚メディアサービス」とを区別するための，すなわち「リニア」を定義するための本質的なメルクマールである，と解されている[11]。

**(3)「同時視聴」の概念**

第二に，「同時視聴」（zeitgleicher Empfang）の概念が問題となる。この点，学説は，「同時視聴のための用途」とは，「受信者が，提供されたテレビジョン放送（Programm）を視聴しうる時間に対してなんらの影響力を有さない」ことをいうと定義している[12]。加えて，判例・学説は，ユーザーの大半が例えば録画などをしているために実際には同時刻に視聴していない場合や[13]，技術的な理由からコンテンツの中継に若干の時間的な遅れが生じている場合でも[14]，「同時視聴」がなされているということができる，と解している[15]。

**(4)「公衆」の概念**

第三に，「公衆」（Allgemeinheit）の概念が問題となる[16]。ところで，前述のように，2009年6月1日発効の第12次改正放送州際協定以前の同条項の規定が「放送」を「パフォーマンス（Darbietung）の提供および配信をいう」と定義していたことから，従来はこの「パフォーマンス[17]」の概念が放送概念の基準とされてきた[18]。このパフォーマンスというメルクマールは，第12次改正放送州際協定によって削除され，代わりに「コンテンツ」という文言が採用された。したがって，「パフォーマンス」の概念は確かに同改正以後はもはや「放送」の構成要件とはなっていないが，現行規定にいう「公衆」のメルクマールは，このパフォーマンスという放送基準を含むものであると解されている[19]。

加えて，連邦憲法裁判所は「放送は，メディアのなかでも，その『普及作用』

（Breitenwirkung），『即時性』（Aktualität），『暗示力』（Suggestivkraft）ゆえに特別な意味を有する」と判示しており，「放送」のメルクマーとして，普及作用，即時性，暗示力を挙げている[20]。判例・学説は，この三つのメルクマールも現行規定にいう「公衆」の概念に含まれると解している[21]。

**（5）「番組スケジュール」の概念**

第四に，「番組スケジュール」（Sendeplan）の概念が問題となる。この「番組スケジュール」も，第 12 次改正放送州際協定によって新たに挿入された概念である。

この点につき，2019 年 9 月 26 日のベルリン行政裁判所判決によれば，確かに「番組スケジュールの概念は，放送州際協定にも AVMD 指令にも定義されていない」が，「番組スケジュールの意味内容を導き出すために，放送州際協定および AVMD 指令で定められている定義が考慮されなければならない」という[22]。具体的には，一方で，放送州際協定 2 条 2 項 1 号は，「放送プログラム（Rundfunkprogramm）とは，番組スケジュールに基づき時間的に配列された，コンテンツの連続（Folge）をいう」と規定し，また同項 2 号は，「放送番組（Sendung）とは，放送プログラムの一部分であり，内容上の関連性を有する，完結的な，時間的に限定されたものをいう」と規定する。他方で，AVMD 指令 1 条 1 項 b 号 1 文は，「『放送番組（programme, Sendung)』とは，メディアサービス提供者によって作成された番組スケジュールまたはプログラム・カタログの個々の構成要素である，音声を伴うまたは伴わない動画の連続（Abfolge）であって，その形式およびコンテンツがテレビジョン放送の形式およびコンテンツに類するものをいう」と規定し，また同項 d 号は，「メディアサービス提供者」とは「視聴覚メディアサービスの視聴覚コンテンツの選択につき，エディトリアルな責任を負う自然人または法人」をいうと規定する。同裁判所は，これらの規定に従えば，番組スケジュールという概念は，「放送事業者が自己の放送プログラムの個別の放送番組を一定の順番で構成していることを前提」とし，「時間および配列によって特徴付けられ」，さらに「エディトリアルなスケジュールを介して時間的に配列された，放映されるプログラムコンテンツの連続を意味する」という[23]。ただし，同裁判所によれば，番組スケジュールに関する以下の四つの論点につき学説において議論があるという[24]。

一つ目は放送番組の数である。この点，学説の立場は二分しており，一方は，放送州際協定 2 条 2 項 1 号の文言に従えば番組スケジュールが存在しているというためには番組が複数である必要はないと主張する[25]。他方は，番組の数がひとつだけの場合にはいまだ番組スケジュールが存在しているとは言えず，放送プログラムに少なくとも 2 つ以上の番組が含まれることが必要であると主張する[26]。ただし，後者の立場も，現時点ではひとつの番組しか存在しないが，将来的にさらなる番組が計画されている場合，または放送プログラムのコンセプトからさらなる番組の放送がなされることが明確な場合には，番組スケジュールの存在は認められうると主張している[27]。

二つ目は，複数の放送番組の「直接的な相互の」連続性である。この点につき，学説は，番組スケジュールが存在しているというためには，原則として複数のコンテンツが直接的に相互に連続して提供されていることが必要である主張する[28]。ただし，学説のなかには，複数の連続したコンテンツで構成されているが，そのプログラム自体の長さが短い場合には，その意味と目的に従い，同プログラムが視聴者の観点から伝統的なリニアの放送プログラムに類するものか否かが問題とされる，と主張するものもある[29]。

三つ目は，放送番組の予告である。すなわち，番組スケジュールが存在しているというためには放送プログラムの予告（Programmankündigung）が公表されていることが必要となるが[30]，学説には，放送番組の配信の順番が不規則である場合には番組スケジュールの存在は認められないとする立場や，当該コンテンツの提供は月に一回のみであるが規則

的に配信されている場合にはそれは認められうるとする立場が見られる，という[31]。

四つ目は，個々の番組のエディトリアルな選択および配列である。すなわち，例えばオリンピック等のスポーツイベントの中継のように，複数のコンテンツが相互に連続しているがそれぞれがエディトリアルに制作されていないライブストリームにつき番組スケジュールが存在しているといえるか否かは学説において争いがある[32]。なぜなら，このようなケースでは，コンテンツの提供者は，確かに当該コンテンツを時間的に連続して提供するが，その選択および時間的な配列は当該スポーツイベントのプログラムに基づいて決まるからからである。この点につき学説には，そのようなライブストリームについても番組スケジュールの存在を認める立場がある一方で[33]，放送事業者は自己のエディトリアルな責任に基づきコンテンツの時間的な連続性も計画しなければならないと指摘するものがある[34]。

### 2.2　民間事業者に対する認可体制

民間のコンテンツ提供者は，自己のコンテンツが上述した「放送」に分類された場合，その提供のために「認可」（Zulassung）を要する。そして，このように放送とみなされるコンテンツをインターネットを介して提供する場合には，1,000 ユーロから 10,000 ユーロまでの手数料が発生するだけでなく[35]，内容上厳格な規制に服することになる。そこで，どのようなコンテンツに対して認可が必要となるかが問題となるが，以下ではこの問題を，①放送プログラムと認可，②放送州際協定 2 条 3 項にいう認可を必要としないコンテンツ，③ストリーミング・コンテンツと認可，④インターネットラジオ，という 4 つの論点に区分して検討することにする。

#### （1）放送プログラムと認可

放送州際協定は，第 20 条以下において，全国向け民間放送に対して，州の行政機関である「州メディア協会[36]」（Landesmedienanstalt）の付与する「認可」を義務付けている。この点，かつては放送の認可は州法によってのみ規定されていたが，2007 年 12 月 19 日の第 10 次改正放送州際協定（発効は 2008 年 9 月 1 日）により，全国向け民間放送のために放送州際協定 20 条に基づく認可体制（Zulassungsregime）が構築された[37]。とりわけ，同 20 条 1 項および 2 項は以下のように規定されている。

**放送州際協定 20 条 1 項および 2 項**

（1）民間放送事業者は，放送事業のために認可を要する。第 21 条から 39a 条までの規定にかかわらず，全国向けに配信される放送の事業者の認可は第 20a 条に従う；その他の認可は，州法に従う。（略）

（2）電子情報・通信サービスが放送に分類されうる場合，またはその限りにおいて，そのようなサービスの提供者は認可を要する。（略）

放送州際協定 20 条 1 項 1 文では「放送事業のために」と規定されているが，認可の実質的要件は放送事業者の「放送プログラム」に結びついているため[38]，民間放送事業者は放送プログラムのために認可を要することとなる。この点，2020 年メディア州際協定の第 52 条 1 項 1 文では，本条項は「民間放送事業者は，放送プログラム（Rundfunkprogramme）の事業のために認可を要する」と変更されている。

ただし，放送州際協定 20 条自体は認可体制の法的枠組みについて定めているにすぎず，認可の要件および手続についての詳細は同 20a 条以下で規定されている。また，確かに全国向け放送，すなわちすべての州で受信可能な放送プログラムの事業者に対する認可要件は放送州際協定 20a 条（2020 年メディア州際協定 53 条）に規定されているが，それ以外の，全国向けではない放送の事業者に対する認可については，各州の法律によって個別に規定されている（放送州際協定 20 条 1 項 2 文，2020 年メディア州際協定 52 条 1 項 3 文）。

この点，放送州際協定 39 条 1 文も，「第 20a 条から 38 条までの規定は，全国向けコンテンツに対してのみ適用される」と規定している。

放送州際協定 20 条 1 項 1 文に反して，「故意または過失により」認可なく放送プログラムを運営した全国向け民間放送の事業者に対しては，管轄する州メディア協会は秩序違反の処理手続を実施することができる（同 49 条 1 項 1 文 17 号，同条 3 項，2020 年メディア州際協定 115 条 1 項 1 文 18 号，同条 3 項を参照）[39]。

**（2）放送州際協定２条３項にいう認可を必要としないコンテンツ**

もっとも，放送州際協定は，一定のコンテンツは「放送」には含まれないとする。すなわち，放送州際協定 2 条 3 項によれば，以下に列挙する 5 つのコンテンツは同 2 条 1 項にいう「放送」とはみなされず，それゆえ認可を得ることなく提供が可能となる。加えて，このような認可不要なコンテンツは，放送に適用される青少年保護や広告に対する厳格な規制に服することなく提供が可能となる。

①同時ユーザー数（同時視聴者数）が 500 人未満のコンテンツ（1 号）
②視聴デバイス（Empfangsgerät）のストレージ（Speicher）から直接的に伝達されるコンテンツ（2 号）
③個人的または家庭的な目的のみに用いられるコンテンツ（3 号）
④ジャーナリスティックかつエディトリアルに制作されていないコンテンツ（4 号）
⑤個別の対価（Einzelentgelt）を得て自由に提供される放送番組（Sendungen）から構成されるコンテンツ（5 号）

この点，2020 年メディア州際協定は，放送州際協定の上記規定を大幅に変更し，認可の要件を大きく緩和している。すなわち，同 54 条 1 項は，①「個人の，または公の意見形成にとってわずかな意義のみを有する」放送プログラム（1 号），②「6 ヶ月間の平均で，同時ユーザーが 20,000 人未満の」放送プログラム（2 号前段），③「予測された通りの発展を遂げた」，すなわち将来的に 6 ヶ月平均で同時ユーザーが 20,000 人を下回る可能性がある放送プログラム（2 号後段）は，認可を必要としない放送プログラムとみなされる，と規定した。それゆえ，放送州際協定で規定された同時ユーザーが 500 人を超えるコンテンツも，2020 年メディア州際協定では 20,000 人未満であれば認可を得ることなく提供が可能となった。同協定にいうこうした認可の不要な放送プログラムは，「些末な放送」（Bagatellrundfunk）とも呼ばれている。

ただし，2020 年メディア州際協定も，同時ユーザー数の 6 ヶ月平均をどのように算定するのか，また，当該基準を個別の放送番組ごとに考慮すべきか否か，コンテンツ提供者が複数のチャンネルを有する場合このチャンネルの同時ユーザー数のすべてを総計すべきか否か，といった問題についてはなんら基準も設けていない[40]。

**（3）ストリーミング・コンテンツと認可**

ところで放送州際協定の規定は，テレビおよびラジオといった伝統的な放送だけでなく，ウェブサイトやビデオ・オンデマンドといった「テレメディア」（Telemedien），さらにはライブストリーミング配信されるコンテンツにも及ぶ。具体的には，放送州際協定は，「テレメディア」（同 2 条 1 項 3 文）と「放送」を区別し[41]，テレビやラジオは「放送」に，オンライン・コンテンツは原則として「テレメディア」に含まれるとする。ただし，テレメディアの例外として，コンテンツのライブストリーミング配信や，インターネットを介した放送番組の同時配信を行うインターネット放送（Web-Casting）が挙げられ，こうしたサービスは原則としてテレメディアには含まれず，放送とみなされる[42]。

このうち，ビデオ・オンデマンドが「テレメディア」と分類されること，また，テレビ番組のライブストリーミング配信（TV-Live-Streaming）であるインターネット放送が「放送」と分類されることについては，通常は問題とならない[43]。議論があるのは，それ

以外のインターネット・ストリームである。この点，放送州際協定２条１項１文の「放送」の概念に従えば，例えばライブストリームについては，それが「番組スケジュールに基づ」き，「公衆に向けてかつ同時視聴のために」提供された動画コンテンツである場合には「放送」と同様に扱われることになる。大部分のライブストリームは「公衆に向けて同時視聴のために」提供されるものであるから，これらのライブストリームとインターネット放送との差異は「番組スケジュールに基づき」提供されたものか否かとなる[44]。また，確かにライブ配信されてはいないが配信開始時刻が確定しているコンテンツも，放送州際協定の規定に従えば「放送」とみなされ，それゆえ認可を義務付けられる。しかしながら，番組スケジュールに基づき提供されたストリーミング・コンテンツであっても，同時ユーザー 500 人未満であった場合など，それが放送州際協定２条３項に列挙されたコンテンツである場合には「放送」とはみなされず，認可が不要となる。

ただし，この基準は上述のように 2020 年メディア州際協定によって変更されている。それに従えば，ストリーミング・コンテンツは，それがジャーナリスティックかつエディトリアルに制作され，番組スケジュールに基づき提供されたリニアな動画コンテンツである場合には放送と同様に扱われそれゆえ認可が必要となるが（同２条１項１文），それが 6 ヶ月間の平均で同時ユーザーが 20,000 人を下回っているコンテンツまたは将来的にそうなる可能性のあるコンテンツである場合には，認可は不要となる。

#### （4）インターネットラジオ

もっとも，放送州際協定は，インターネットラジオ（Internethörfunk）については別個に規定を設けていた。すなわち，同 20b 条１文および２文は「インターネットを介してのみラジオプログラム（Hörfunkprogramme）を配信する者は，認可を必要としない。同プログラムを提供する者は，管轄する州メディア協会に当該コンテンツを届け出なければならない」と規定し，番組スケジュールに基づき公衆に向けてかつ同時視聴のために提供される純粋なラジオ・ストリーミング・コンテンツについては届出義務のみを課し，認可義務を不要としていた[45]。

しかしながら，2020 年メディア州際協定はこの特別規定を削除し，インターネットラジオについては原則として認可を要するとした[46]。ただし，同 54 条３項は，「本州際協定の発効前に届出がなされている，インターネットを介してのみ配信されるラジオプログラムは，第 52 条にいう認可を付与された放送プログラムとみなされる」と規定し，同協定の発効以前に既に州メディア協会に届出がなされているラジオプログラムについては認可が不要であるとしている。

## 3. ZAK の組織および任務

上述のように，全国向け民間放送だけでなく一定のストリーミング・コンテンツはその提供のために認可を必要とするが，この認可の付与につき管轄権を有している機関が，2007 年 12 月 19 日の第 10 次改正放送州際協定（発効は 2008 年 9 月 1 日）によって新たに設置された ZAK である。以下では，同機関の概要につき，①設立の経緯，②州メディア協会との関係，③法的性格および組織，④任務，ならびに⑤監督措置のために必要な手段，に区分して分析を加えることにする。

### 3.1　ZAK の設立の経緯

民間放送の認可および監督は，原則として州メディア協会によって州ごとに行われるが，全国向け放送については，それぞれの州メディア協会の協力が必要となる[47]。そのため，1987 年には，こうした各州メディア協会の共通の利益に関する問題を取り扱うため

に，その作業委員会である「州メディア協会ディレクター会議」（Direktorenkonferenz der Landesmedienanstalten，以下「DLM」という）[48]が設立された。それ以降，全国向け民間放送のコンテンツの認可および監督の問題は，このDLMと，当該問題のためにDLMが設立した「放送プログラム，広告，メディア管轄事項のための共同機関」（Gemeinsamen Stelle Programm, Werbung und Medienkompetenz，以下「GSPWM」という）が管轄することとなった[49]。

しかしながら，その後，メディア領域におけるコンバージェンスの加速に鑑みて，民間放送に対する新たな監督制度の構築，とりわけマスメディア集中排除および青少年保護の領域以外のメディア監督の集中化が要請されるようになった[50]。この要請に応えるために，第10次改正放送州際協定によって2008年9月1日にZAKが新設されると，民間放送事業者に対する認可および監督の任務はすべてZAKに移行・集約されることとなった[51]。すなわち，認可と監督に関する問題は，2008年9月1日以降，ZAKおよびその手助けをする専門家集団としての「審査委員会（Prüfausschüsse）」（放送州際協定36条2項2文および3文）を介してのみ判断されることとなった。この審査委員会は，「青少年メディア保護州際協定」（JMStV）の第14条5項にいう審査委員会に倣って設立されたものであり[52]，ZAKの3人の構成員で組織され[53]，その決定はZAKに代わり全員一致で下される（放送州際協定36条2項3文）。また，青少年メディア保護州際協定14条5項と同様に，審査委員会の決定に対する不適切な影響力を排除するために[54]，ZAKの任期初日にZAKの審査手続の分配が行われる（同36条2項4文）。ただし，ZAKの任期は放送州際協定においてなんら規定されていない[55]。

この審査委員会の設置に伴い，DLMは認可および監督任務以外の各州メディア協会の共通事項について扱うこととなり，また，GSPWMは廃止された。

### 3.2　ZAKと州メディア協会との関係

上述のように，民間放送の認可および監督は，原則として各州メディア協会によって州ごとに行われる。すなわち，州メディア協会は，放送認可（Rundfunkzulassung）の枠内で，意見多様性の確保のための要件が満たされているか，および放送州際協定のその他の要請が満たされているかを予防的に審査する。認可が付与された後は，州メディア協会は，放送監督（Rundfunkaufsicht）の枠内で，放送州際協定上のこれらの要請が引き続き満たされているのか否かを監視（kontrollieren）する[56]。

しかしながら，全国向け放送に対してどのように対処すべきかについては，従来から多くの議論がなされてきた。この点，2008年9月1日発効の第10次改正放送州際協定は，当時の多くの学説の立場とは異なり，最終的に全国向け放送のための「連邦メディア協会」を設立することなく各々の州メディア協会の「分権化の原則[57]」（Prinzip der dezentralen Zuständigkeit）を保持する一方で，全国向け放送プログラムないしコンテンツに対する決定権限を，州メディア協会が有するZAKを含めた4つの共同機関（ZAK，GVK，KEK，KJM）に委ねたのである[58]。

ここでいう州メディア協会の「分権化の原則」は，もともと1998年発効の第3次改正放送州際協定の第35条1項（当時）に導入された原則であり[59]，同規定は「管轄権を有する州メディア協会は，認可前および認可後に，民間事業者に適用される，本州際協定にいう意見多様性の確保のための諸規定の遵守につき審査する。同協会は，本州際協定の規定に基づき，各々の決定を下す」と規定されていた。その後に発効された改正放送州際協定でも同原則が踏襲されるとともに，とりわけ州メディア協会とZAKとの関係については以下のように規定された[60]。

すなわち，放送州際協定36条1項は，後述する同36条2項で列挙されるZAKの任務

に関する各々の事項につき，認可を付与した州メディア協会，または認可申請を受理した州メディア協会が管轄権を有すると規定し，さらに，同 38 条 1 項 1 文は，管轄権を有していない州メディア協会に対して，ある全国向け放送プログラムが放送州際協定の規定に違反していることにつき管轄権を有する州メディア協会に「通知」する権限を認めている。加えて，同項 2 文は，この法違反につき，管轄権を有する州メディア協会が ZAK を介して審査すべきであると規定している。

**放送州際協定 36 条 1 項**

(1) 本条 2 項 1 文 1，3，4，8 号の事例に際しては，適切な申請，または届出（Anzeige）の送付先である州メディア協会が管轄権を有する。本項 1 文に基づき複数の州メディア協会が管轄権を有するときは，第一次的に当該事件を取り扱った州メディア協会が決定を下す。本条 2 項 1 文 5 号から 7 号までの事例，同 9 号の事例，ならびに認可または周波数割当ての取消しおよび撤回の事例においては，放送事業者に認可を付与し，周波数割当てを行い，または届出を受領した州メディア協会が管轄権を有する。

**放送州際協定 38 条 1 項**

(1) 各州メディア協会は，管轄権を有する州メディア協会に対して，ある全国向け放送プログラム（Programm）が本州際協定のその他の規定に違反していることを通知する（anzeigen）ことができる。管轄権を有する州メディア協会は，ZAK を介して，この通知（Anzeige）について取り扱うことを義務付けられる。

ところで，放送州際協定の旧 38 条 3 項は「各州メディア協会は，第 1 項に基づき，認可を付与した州の州メディア協会に対して，ある全国向け放送プログラムが本州際協定のその他の規定に違反していることにつき異議を申し立てることができる。管轄権を有する州メディア協会は，この異議について取り扱うこと，ならびに，異議を申し立てた州メディア協会に審査および審査手続開始について知らせることを義務付けられる」と規定していたが，第 10 次改正放送州際協定により，旧 38 条 3 項にいう「異議」（Beanstandung）が「通知」に変更された。これと同時に，この通知について取り扱う権限も ZAK に付与され，また，そのために通知は，それを受領した州メディア協会から遅滞なく ZAK に送付されなければならない，と規定された[61]（第 37 条 1 項，同 36 条 2 項 9 号を参照）。

### 3.3 ZAK の法的性格および組織

放送州際協定 35 条 1 項および 2 項（2020 年メディア州際協定 104 条 1 項および 2 項）は，① 14 の州メディア協会の間の権限分配の原則（Grundsätze der Kompetenzverteilung），および②これらの州メディア協会が有する 4 つの共同機関（ZAK，GVK，KEK，KJM）の間の権限分配の原則について規定している[62]。具体的には，同条項は，一方で，全国向け放送に対する監督だけでなく，放送州際協定にいう諸規定の遵守に対する審査についても，14 の州メディア協会全体の管轄とはせずに，原則として当該放送事業者に認可を付与した州メディア協会が義務を負うとしている（同条 1 項）。他方で，同条項によれば，14 の州メディア協会は，同 36 条 2 項以下および青少年メディア保護州際協定 16 条にいう特定の任務の履行のために上述の 4 つの共同機関を用いるとされるとともに（同条 2 項），この 4 つの共同機関の決定は，州メディア協会のその他の機関に対して拘束力を有するとされている（第 35 条 9 項 5 文を参照）。

**放送州際協定 35 条 1 項および 2 項**

(1) 第 36 条にいう任務（Aufgabe）は，管轄権を有する州メディア協会に義務付けられる。当該州メディア協会は，本州際協定の規定に適合するように各々の決定を下す。

(2) 第 1 項および青少年メディア保護州際協定の規定にいう任務の履行のために，〔以下の諸機関が〕存在する：

1. 認可および監督のための委員会（ZAK）
2. 委員会議長会議（GVK）
3. メディア界における集中を調査するための委員会（KEK）
4. 青少年メディア保護委員会（KJM）

これらの諸機関は，第 36 条にいう任務を履行する機関として，管轄権を有する各州メディア協会に寄与する。

ここでいう 4 つの共同機関（ZAK，GVK，KEK，KJM）は，独立した行政主体ではないと解されている[63]。それゆえ，これらの機関は，行政裁判所法 61 条にいう当事者能力を有せず，訴訟の原告，被告，参加人となることができない。そのような手続の関係人となるのは，管轄権を有する州メディア協会である。実際にも，例えば，Axel Springer 社による ProSiebenSat.1 の合併計画が KEK の 2006 年 1 月 10 日の決定によって拒否された事件につき，原告である Axel Springer 社は，KEK に対してではなく，州メディア協会の一つであるバイエルン州メディアセンター（BLM）を被告として訴えを提起している[64]。また，2019 年 9 月 26 日のベルリン行政裁判所判決に関する事件においても，原告である Axel Springer 社は ZAK ではなく，管轄権を有する州メディア協会の「ベルリン・ブランデンブルク・メディア協会」（MABB）を被告として訴えを提起している。

ところで，上記の 4 つの共同機関のうち ZAK は，放送州際協定 35 条 3 項 1 文（2020 年メディア州際協定 104 条 3 項）によれば，14 の州メディア協会の「法律上の代表者」（gesetzlicher Vertreter）によって構成される。

**放送州際協定 35 条 3 項**

（3）それぞれの州メディア協会は，州法に規定される法律上の代表者を ZAK に派遣する；〔法律上の代表者に〕支障がある場合の代表は，常任の代表人（ständiger Vertreter）を介して認められる。ZAK の構成員の活動は無報酬とする。

ここでいう「法律上の代表者」とは，それぞれの州メディア協会の構成に応じて表記の違いはあるが，各州メディア協会のディレクター（Präsident）または会長（Direktor）をいう[65]（本稿では，両者を合わせて「ディレクター」と呼ぶことにする）。さらに，同条 3 項 1 文は，各ディレクターの「常任の」代理人による代表が許されると規定している。ただし，こうした「専門機関」（Fachorgan）としての ZAK の組織のあり方については，構成員の多様性が欠けているとの指摘もなされている[66]。

### 3.4　ZAK の任務

ZAK の任務は，放送州際協定 36 条 2 項（2020 年メディア州際協定 105 条）で列挙されている。同条項によれば，ZAK は，「委員会議長会議」（Gremienvorsitzendenkonferenz，以下「GVK」と略記）の管轄権が及ばない限りで，とりわけ①放送事業に対する認可（1 号），②周波数の割当て（3 号），③全国向けコンテンツ提供者に対する監督（7 号），等に関する決定を下す[67]。

**放送州際協定 36 条 2 項**

（2）ZAK は，以下の任務につき管轄権を有する：

1. 第 20a 条，38 条 3 項 1 号および 4 項 1 号にいう全国向け〔放送〕事業者の認可の付与，取消しまたは撤回，ならびに 20b 条 2 文にいうインターネット上のラジオ事業の届出（Anzeige），
2. 第 51 条 3 項 1 文 1 号および 3 号にいう任務の遂行，
3. GVK が第 3 項にいう管轄権を有しない限りにおいて，全国向け供給需要（bundesweite Versorgungsbedarfe）のための周波数の割当て（Zuweisung von Übertragungskapazitäten），または第 51a 条，38 条 3 項 2 号および 4 項 2 号にいう〔周波数の割当ての〕取消しまたは

撤回，
4. 第 52 条にいうプラットフォーム事業の届出，
5. GVK が第 3 項にいう管轄権を有しない限りにおいて，第 51b 条 1 項および 2 項，ならびに第 52a 条から第 52f 条までにいうプラットフォームに対する監督，
6. 第 25 条 4 項 1 文にいうローカル窓番組プログラム（Regionalfensterprogramm），および第 31 条 2 項 4 文にいう第三者のための放送時間に対する諸要件の存在の確認，
7. KEK が第 4 項にいう管轄権を有しない限りにおいて，民間の全国向け〔放送〕事業者に対する監督措置（Aufsichtsmaßnahmen），
8. 第 20 条 2 項にいう認可義務に関する決定；ZAK はこの決定を全員一致で下す，
9. 第 38 条 1 項に基づく通知（Anzeige）の取扱い。

ZAK は，第 1 文 7 号にいう任務のために，審査委員会（Prüfausschüsse）を立ち上げることができる。この審査委員会は，ZAK の代わりに，全員一致で各々の決定を下す。ZAK の〔構成員の〕任期開始日に，ZAK の〔審査〕手続の分配（Verteilung der Verfahren）が決定される。詳細は，ZAK の職務規定（Geschäftsordnung）のなかで規定される。

ところで，GVK は，もともと 1989 年に設立されていた組織であったが，第 10 次改正放送州際協定によってはじめて放送州際協定に明記され，法的な権限を付与された機関である[68]。GVK は，前述した（本稿注（36）を参照）各州メディア協会内部の意思決定機関の議長（Vorsitzende）から構成され[69]，全国レベルのメディア監督構造のなかでは ZAK の下位に属する[70]。

### 3.5　監督措置のために必要な手段

放送州際協定 38 条 1 項は，上述のように，管轄権を有していない州メディア協会の通知の権限について規定しているが，同 2 項は，管轄権を有する州メディア協会の事後的な監督権限について規律している[71]。具体的には，同条項によれば，管轄権を有する州メディア協会は，コンテンツの提供者が放送州際協定の規定に違反したことを確認した際には，ZAK を介して監督のために「必要な措置」を講ずる義務を負うとされる[72]。

**放送州際協定 38 条 2 項**
(2) 管轄権を有する州メディア協会が，ある〔放送プログラム〕提供者が本州際協定の規定に違反したことを確認したときは，同協会は必要な措置を講ずる。この措置とは，とりわけ，異議（Beanstandung），禁止（Untersagung），取消し，および撤回である。青少年メディア保護州際協定の規定は，これによって影響を受けない。

すなわち，同条項は，事後的な監督措置のための必要な手段の具体例として，「異議」，特定のコンテンツの提供の「禁止」，周波数の割当てまたは放送認可の「取消し」と「撤回」を挙げている。同条項でいう手段は例示的に列挙されたにすぎず，管轄する州メディア協会がとりうる措置はこれに限るものではないと解されている[73]。また，具体的にどの監督手段を選択するかは管轄権を有する州メディア協会または ZAK の裁量に委ねられている[74]。

## 4. むすびにかえて

以上，本稿は，ストリーミング・コンテンツに関するドイツの法制度の概要につき，とりわけ放送州際協定にいう「放送」の概念，民間事業者に対する認可体制，ならびに ZAK の組織および任務を中心に考察した。これを踏まえて，最後に，ドイツにおいてインターネット・ストリームを提供する際に，当該事業者が配慮すべき判断基準および認可手続について整理しておくことにしたい[75]。

すなわち，ある民間事業者がインターネット上でトリーミング・コンテンツを提供する場合，当該事業者はその事業のために「放送認可」が必要であるか否かを確認する必要が

ある。その際，放送州際協定2条1項および3項（2020年メディア州際協定2条1項1文および54条1項）に基づき，当該コンテンツが「放送」に分類されるか否かを判断することが重要となる。この判断はとりわけ以下の4つの基準に基づいて行われる。

第一は，当該コンテンツが「リニアの情報・通信サービス」であるか否か，すなわち，当該コンテンツがライブでまたは同時視聴ができるように配信されているか否かである。例えばYouTubeやFacebookを介したライブではないオンデマンドのコンテンツは，認可を得ることなく提供が可能となる。

第二は，当該コンテンツが「ジャーナリスティックかつエディトリアルに制作された」ものであるか否かである（放送州際協定2条3項4号，2020年メディア州際協定2条1項）。この要件に従えば，例えば，複数のカメラによる映像や音響効果のない，さらにはコメントがまったくない実況中継のような，なんらの編集もなされていない動画配信は，ジャーナリスティックかつエディトリアルに制作されたものとはいえず，その提供のために認可は不要となる。

第三は，当該コンテンツが「番組スケジュール」に基づいて提供されているか否かである。この点，判例・学説によれば，複数の番組が存在し，それらの番組が連続して提供されており，番組の予告が公表されており，かつ個々の番組がエディトリアルに選択・配列されている場合には，原則として当該コンテンツに関する番組スケジュールの存在が認められると解されている。したがって，当該コンテンツが臨時に，ないし散発的に提供される場合には「番組スケジュール」に基づいているとはみなされない。こうした判例・学説の議論を受けて，2020年メディア州際協定は，「番組スケジュール」の概念を「放送番組の内容的および時間的な連続性の確定であり，継続性を指向し，放送事業者によって確定され，かつユーザーによって変更されえないもの」（同2条2項2号）と定義した。

第四は，当該コンテンツが2020年メディア州際協定54条1項（放送州際協定2条3項）にいう事項をみたすか否かである。すなわち，同条項によれば，①「個人の，または公の意見形成にとってわずかな意義のみを有する」放送プログラム，②「6ヶ月間の平均で，同時ユーザーが20,000人未満の」放送プログラム，③将来的に6ヶ月平均で同時ユーザーが20,000人を下回る可能性がある放送プログラムは，認可を必要としない放送とみなされる。このうち②の事項につき，放送州際協定2条3項では，同時ユーザーが500人を下回っているコンテンツについては認可義務が免除されると規定されていたが，新法ではこの要件が20,000人に引き上げられた。

以上の四つの基準に従い審査した結果，認可を要するコンテンツの提供を計画する者，または認可を必要とするか否かにつき不確かな者は，管轄権を有する州メディア協会に対して認可の申請ないし問い合わせを行うことになる。この認可を得ることなしに行われた「放送」事業は秩序違反となる。

ドイツにおける以上のような議論は，日本においてもこれまで全くなされてこなかったわけではない。ただし，日本では，インターネット放送の位置づけをめぐって，「放送」の定義にインターネット放送が含まれるか否かという問題のほか，一定のインターネット放送は「放送」にあたるとしても，地上テレビ放送に代表される「基幹放送」とは区別して最小限度の規律のみを課すべきか否かといった問題が提起されているにすぎず[76]，具体的に民間事業者のインターネット放送やそれ以外のストリーミング・コンテンツをどのように規律すべきかといった本格的な議論をするまでには至っていない。このような我が国の状況に対して，本稿で扱ったストリーミング・コンテンツに対するドイツの法制度のあり方およびその運用をめぐる議論は多くの示唆を与えてくれるものと考えるが，こうした比較検討は今後の研究課題としたい。

（2021年12月11日脱稿）

## ● 注

1. Vgl. F. Ferreau, Rundfunkbegriff und Rundfunkregulierung – Revision erforderlich?, ZUM 2017, 632 (632).
2. ZAK-Pressemitteilung 02/2017 v. 31. 1. 2017.
3. ZAK-Pressemitteilung 07/2017 v. 21. 3. 2017.
4. VG Berlin, Urteil v. 26. 9. 2019 – 27. K 365. 18.
5. Vgl. epd medien 46/2020, S. 9 f.; Medienkorrespondenz 23/2020, S. 12 f.
6. ドイツにおける「放送」概念をめぐる従来の議論につき，さしあたり，塩野宏『放送法制の課題』（有斐閣・1989）3 頁以下，鈴木秀美『放送の自由（増補第 2 版）』（信山社・2017）159 頁以下を参照。
7. 「視聴覚メディアサービス指令」につき，さしあたり，市川芳治「欧州における通信・放送融合時代への取り組み」慶應法学 10 号 273 頁以下（2008），安江則子「EU における視聴覚メディア政策と公共放送」立命館国際地域研究 33 号 13 頁以下（2011），鳩貝真里「EU 法における視聴覚メディアサービスと文化」政経研究 50 巻 4 号 95 頁以下（2014），鈴木秀美／山田健太編著『放送制度概論』（商事法務・2017）241 頁以下等を参照。
8. M. Martini, in: H. Gersdorf/B. Paal（Hrsg.), Informations- und Medienrecht, 2. Aufl., München 2021, § 2 MStV Rdnr. 5.
9. 本指令の翻訳につき，井上淳「EU 視聴覚メディア・サービス指令（翻訳）」メディア・コミュニケーション 68 号 85 頁以下（2018）を参照。
10. 放送州際協定では，この「テレビジョン放送（Fernsehprogramm）」という文言のほか，「放送プログラム（Rundfunkprogramm）」（放送州際協定 2 条 2 項 1 号を参照）という文言を使用しているが，両者は別個の概念である。
11. Vgl. W. Schulz, in: R. Binder/T. Vesting（Hrsg.), Beck'scher Kommentar Rundfunkrecht, 4. Aufl., München 2018, § 2 RStV Rdnr. 42; Martini, a. a. O.（Anm. 8), § 2 MStV Rdnr. 4; VG Berlin, Urteil v. 26. 09. 2019 - 27. K 365. 18, Rdnr. 55.
12. Vgl. B. Holznagel, in: G. Spindler/F. Schuster（Hrsg.), Recht der elektronischen Medien, 4. Aufl., München 2019, § 2 RStV Rdnr. 16.
13. Vgl. Schulz, a. a. O.（Anm. 11), § 2 RStV Rdnr. 42a.
14. 第 12 次改正放送州際協定の立法理由書（Begründung zum Zwölften Staatsvertrag zur Änderung rundfunkrechtlicher Staatsverträge – 12. RÄndStV）4 頁を参照。
15. VG Berlin, Urteil v. 26. 09. 2019 - 27. K 365. 18, Rdnr. 56.
16. VG Berlin, Urteil v. 26. 09. 2019 - 27. K 365. 18, Rdnr. 59.
17. ここでいう「パフォーマンス」(Darbietung) の概念につき，さしあたり，R. Ricker/P. Schiwy, Rundfunkverfassungsrecht, München 1997, S. 67 f.
18. 第 12 次改正放送州際協定の立法理由書・前掲注（14）4 頁を参照。
19 Vgl. Holznagel, a. a. O.（Anm. 12), § 2 RStV Rdnr. 22; VG Berlin, Urteil v. 26. 09. 2019 - 27. K 365. 18, Rdnr. 59, 77.
20. 例えば，Vgl. BVerfGE 90, 60 (87). 同判決につき，鈴木秀美・前掲注（6）253 頁以下を参照。
21. Vgl. Holznagel, a. a. O.（Anm. 12), § 2 RStV Rdnr. 22; VG Berlin, Urteil v. 26. 09. 2019 - 27. K 365. 18, Rdnr. 59.
22. VG Berlin, Urteil v. 26. 09. 2019 - 27. K 365. 18, Rdnr. 64.
23. VG Berlin, Urteil v. 26. 09. 2019 - 27. K 365. 18, Rdnr. 64.
24. VG Berlin, Urteil v. 26. 09. 2019 - 27. K 365. 18, Rdnr. 65 ff.
25. Vgl. R. Bornemann, Der Sendeplan im Rundfunkrecht, ZUM 2013, 845 (849).
26. Vgl. Schulz, a. a. O.（Anm. 11), § 2 RStV Rdnr. 42c; Martini, a. a. O.（Anm. 8), § 2 MStV Rdnr. 6.
27. Vgl. Martini, a. a. O.（Anm. 8), § 2 MStV Rdnr. 7.
28. Vgl. Martini, a. a. O.（Anm. 8), § 2 MStV Rdnr. 8; K. Bodensiek/M. Walker, Livestreams von Gaming Video Content als Rundfunk?, MMR 2018, 136 (139).
29. Vgl. Schulz, a. a. O.（Anm. 11), § 2 RStV Rdnr. 42c.
30. Vgl. C.-M. Leeb/F. Seiter, Rundfunklizenzpflicht für Streaming-Angebote?, ZUM 2017, 573 (576).
31. VG Berlin, Urteil v. 26. 09. 2019 - 27. K 365. 18, Rdnr. 68.
32. Vgl. Martini, a. a. O.（Anm. 8), § 2 MStV Rdnr. 10.
33. Vgl. Holznagel, a. a. O.（Anm. 12), § 2 RStV Rdnr. 18; Bornemann, a. a. O.（Anm. 25), ZUM 2013, 845 (849).
34. Vgl. Martini, a. a. O.（Anm. 8), § 2 MStV Rdnr. 10.
35. 各州メディア協会の定める手数料に関する規則（Kostensatzung）を参照。また，この点につき，Vgl. Ferreau, a. a. O.（Anm. 1), ZUM 2017, 632 (633).
36. この「州メディア協会」内部の意思決定機関（Beschlussgremien）は合議制の機関であり，各州メディア協会により「Medienkommission」,「Versammlung」,「Medienausschuss」,「Medienrat」などと呼び方が異なる。この意思決定機関は，州メディア協会の「中心機関」(Hauptorgan）として，とりわけ放送番組の領域における基本決定を下す（Vgl. M. Schuler-Harms, in: Binder/Vesting（Hrsg.), a. a. O.（Anm. 11), § 35 RStV Rdnr. 56.)。州メディア協会によっては複数の合議制委員会を設置しているところもある。州メディア協会につき，詳しくは，鈴木秀美・前掲注（6）163 頁以下を参照。
37. Vgl. M. Paschke, in: M. Paschke/W. Berlit u. a.（Hrsg.), Hamburger Kommentar - Gesamtes Medienrecht, 4. Aufl., Baden-Baden 2021, 7. Abschnitt Rdnr. 8.

38. Vgl. Paschke, a. a. O.（Anm. 37）, 7. Abschnitt Rdnr. 8, 17.
39. Vgl. Paschke, a. a. O.（Anm. 37）, 7. Abschnitt Rdnr. 13.
40. Vgl. Paschke, a. a. O.（Anm. 37）, 7. Abschnitt Rdnr. 7.
41. Vgl. Schulz, a. a. O.（Anm. 11）, § 2 RStV Rdnr. 66.
42. この点につき，杉原周治「ドイツにおける公共放送のオンライン・コンテンツと法規制（一）」愛知県立大学外国語学部紀要（地域研究・国際学編）51 号 118 頁以下（2019），を参照。
43. Vgl. Leeb/Seiter, a. a. O.（Anm. 30）, ZUM 2017, 573（580）.
44. Vgl. Leeb/Seiter, a. a. O.（Anm. 30）, ZUM 2017, 573（576, 578）.
45. Vgl. Bodensiek/Walker, a. a. O.（Anm. 28）, MMR 2018, 136（141）.
46. この点につき，Vgl. M. Martini, in: Gersdorf/Paal（Hrsg.）, a. a. O.（Anm. 8）, § 54 MStV Rdnr. 22 f.
47. 鈴木秀美・前掲注（6）278 頁を参照。
48. Vgl. Schuler-Harms, a. a. O.（Anm. 36）, § 35 RStV Rdnr. 12. この「DLM」は，1996 年発効の第 3 次改正放送州際協定により全国向け民間放送番組における意見多様性確保のために設立された「州メディア協会ディレクター会議」（Konferenz der Direktoren der Landesmedienanstalten（KDLM））とは別の機関である。この「KDLM」につき，詳しくは，杉原周治「ドイツにおける民間放送の集中排除規制」愛知県立大学外国語学部紀要（地域研究・国際学編）45 号 109 頁以下（2013）を参照。なお，KDLM は，2007 年の第 10 次改正放送州際協定によって廃止されている。
49. Vgl. C. Gröpl, Die Reform der Medienkontrolle durch den Zehnten Rundfunkänderungsstaatsvertrag, ZUM 2009, 21（22, 26）.
50. Vgl. Schuler-Harms, a. a. O.（Anm. 36）, § 35 RStV Rdnr. 19.
51. Vgl. Gröpl, a. a. O.（Anm. 49）, ZUM 2009, 21（26）.
52. Vgl. R. Hartstein/W.-D. Ring u. a.（Hrsg.）, Rundfunkstaatsvertrag. Loseblattsammlung, München, § 36 RStV Rdnr. 14.
53. Vgl. A. Grünwald, in: G. Spindler/F. Schuster（Hrsg.）, Recht der elektronischen Medien, 4. Aufl., München 2019, § 36 RStV Rdnr. 4; Schuler-Harms, in: Binder/Vesting（Hrsg.）, a. a. O.（Anm. 11）, § 36 RStV Rdnr. 20.
54. Vgl. M. Liesching/S. Schuster, Jugendschutzrecht, 5. Aufl. München 2011, § 14 JMStV Rdnr. 22.
55. Vgl. Schuler-Harms, a. a. O.（Anm. 53）, § 36 RStV Rdnr. 19.
56. Vgl. Gröpl, a. a. O.（Anm. 49）, ZUM 2009, 21（22）.
57. 「分権化の原則」につき，詳しくは，Vgl. Schuler-Harms, a. a. O.（Anm. 36）, § 35 RStV Rdnr. 46.
58. Vgl. Schuler-Harms, a. a. O.（Anm. 36）, § 35 RStV Rdnr. 6.
59. Vgl. Schuler-Harms, a. a. O.（Anm. 36）, § 35 RStV Rdnr. 45.
60. Vgl. Schuler-Harms, a. a. O.（Anm. 36）, § 35 RStV Rdnr. 46.
61. Vgl. Schuler-Harms, in: Binder/Vesting（Hrsg.）, a. a. O.（Anm. 11）, § 38 RStV Rdnr. 15.
62. Vgl. Grünwald, a. a. O.（Anm. 53）, § 35 RStV Rdnr. 4.
63. Vgl. Grünwald, a. a. O.（Anm. 53）, § 35 RStV Rdnr. 6.
64. 同事件につき，詳しくは，杉原周治「KEK の Axel Springer 決定（1）（2・完）」愛知県立大学外国語学部紀要 46 号 121 頁以下，愛知県立大学大学院国際文化研究科論集 15 号 103 頁以下（2014），を参照。
65. Vgl. Schuler-Harms, a. a. O.（Anm. 36）, § 35 RStV Rdnr. 51; Grünwald, a. a. O.（Anm. 53）, § 35 RStV Rdnr. 7.
66. Vgl. K. M. Ritlewski, Pluralismussicherung im 10. Rundfunkänderungsstaatsvertrag, ZUM 2008, 403（407）; W. Thaenert, Nochmals zur Reform der Medienkontrolle durch den Zehnten Rundfunkänderungsstaatsvertrag, ZUM 2009, 131（133）.
67. Vgl. Schuler-Harms, a. a. O.（Anm. 36）, § 35 RStV Rdnr. 6.
68. Vgl. Schuler-Harms, a. a. O.（Anm. 36）, § 35 RStV Rdnr. 12, 20, 57; Thaenert, a. a. O.（Anm. 66）, ZUM 2009, 131（133）.
69. Vgl. Schuler-Harms, a. a. O.（Anm. 36）, § 35 RStV Rdnr. 56.
70. Vgl. Schuler-Harms, a. a. O.（Anm. 36）, § 35 RStV Rdnr. 59.
71. Vgl. Schuler-Harms, a. a. O.（Anm. 61）, § 38 RStV Rdnr. 1 ff., 20 ff.
72. Vgl. Schuler-Harms, a. a. O.（Anm. 61）, § 38 RStV Rdnr. 23.
73. Vgl. Schuler-Harms, a. a. O.（Anm. 61）, § 38 RStV Rdnr. 28.
74. Vgl. Schuler-Harms, a. a. O.（Anm. 61）, § 38 RStV Rdnr. 23, 28.
75. この点につき，州メディア協会の HP（https://www.die-medienanstalten.de/）に掲載されている 2021 年 4 月 30 日作成のチェックリスト（Checkliste: Wann benötige ich eine Rundfunklizenz?）を参照。このチェックリストは，もともと州メディア協会によって 2011 年に作成され，その後 ZAK によって 2018 年 3 月 27 日に改訂版として新たに公表されたものであったが（epd medien 15/2018, S. 22 f.），2020 年の法改正の内容に伴い 2021 年 4 月 30 日に改訂された。
76. この点につき，さしあたり，鈴木秀美／山田健太・前掲注（7）238 頁以下を参照。

〔付記〕本稿は JSPS 科研費 17K03507（平成 29 年～令和 3 年度）の研究成果の一部である。

杉原周治（愛知県立大学外国語学部准教授）